

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和1年11月8日

全国健康保険協会大阪支部
支部長 小村 俊一

1 調達内容

(1) 調達件名

限度額適用認定証の利用促進にかかる「限度額セット」作成業務

(2) 品名および数量

仕様書のとおり

(3) 納期

仕様書のとおり

(4) 納品場所

仕様書のとおり

(5) 見積競争方法

見積金額は、納品までの役務や送料など業務にかかわる一切の諸経費を含めた総価とする。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（円未満の端数切り捨て）をもって契約金額とするので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。

(2) 当該案件と類似する実績があること。（別紙1）

(3) 当該案件を確実に履行できると認められるものであること。

(4) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではない者であること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出場所

〒550-8510 大阪市西区靱本町 1-11-7 信濃橋三井ビル 6 階
全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ 担当 大橋
FAX 06-7711-4610

(2) 本件に関する問い合わせ先

(見積書・契約について)

全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ 担当 大橋
電話 06-7711-4310

(仕様書について)

全国健康保険協会大阪支部 業務第二グループ 担当 阪口
電話 06-7711-4310

(3) 仕様書等の交付方法

前記(1)の場所にて交付する。

土日祝日を除く、午前8時30分より午後5時00分まで。

(4) 見積書提出期限

日時：令和1年11月18日(月)12時00分

① 見積書

② 実績申立書(別紙1)

③ 保険料にかかる申立書(別紙2)

④ 保険料にかかる申立書に添付する領収書(写)若しくは社会保険料納入確認書(写)(別紙3-1・別紙3-2)

4 その他

(1) 当該案件の全部または主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。

(2) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とし、提出した見積書の差替え、変更または取り消しをすることはできない。また、見積金額には納品までの役務や送料など当該案件に付随する一切の経費を含めることとする。

(3) 契約相手方の決定方法

・本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会大阪支部長が判断した者であって、当協会が予定する価格の制限の範囲内で有効な最低価格の見積書を提出した者を契約候補者とする。

・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会大阪支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約候補者を決定する。ただし、見積書を提出した者が直接くじをひくことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 見積結果は当協会支部窓口掲示板に掲示する。

決定業者のみ、別途電話で連絡することとする。

- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 請書の作成の要否 要
- (8) 請求にあたっては、消費税等に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (9) その他の仕様に明記がない詳細な事項に関しては、両者協議のうえ、別途定めるものとする。